

資料編

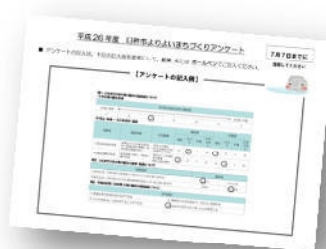
資料編

1. 策定経過

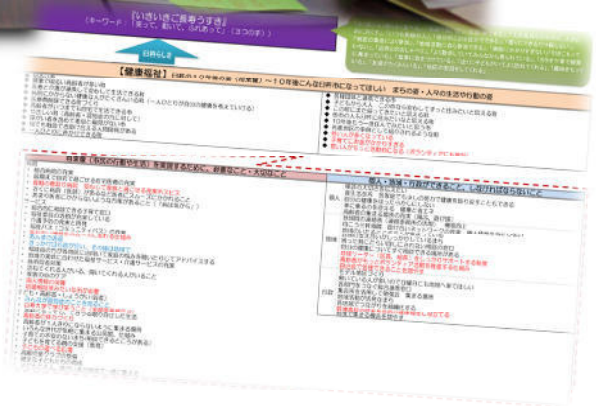
- 2013年 8月 22日 第1回臼杵市総合計画検討委員会
計画策定についての共通理解(第1次総合計画の見直しを1年前倒して実施することの確認)
- 11月 22日 第1回臼杵市総合計画策定委員会《庁内》
総合計画策定のポイント、作業日程の確認
- 12月 19日 第2回臼杵市総合計画策定委員会《庁内》
中京大学名誉教授 日比野省三氏を招き、ブレイクスルー手法による臼杵市の将来像(あるべき姿)の描き方を学習



- 2014年 1月 21日 第3回臼杵市総合計画策定委員会《庁内》
将来像「壮健なまち～「人」と「まち」を未来へつなぐ～」、体系図案(各分野の部会を構成)
- 2月 26日 第4回臼杵市総合計画策定委員会《庁内》
部会構成を細分化
- 4月 30日 第1回臼杵市総合計画策定委員会《市民・職員》[市民委員委嘱(27名)]
ブレイクスルーによるカード法を用いて、基本構想案のベース検討
- 5月 8日 第2次臼杵市総合計画策定業務プロポーザル実施
- 5月 19日 学識経験者の派遣依頼
立命館アジア太平洋大学名誉教授 福谷正信氏 に総合計画審議会委員及び総合計画策定委員会アドバイザーとして派遣依頼(5/30承諾)
- 5月 26日 第2回臼杵市総合計画策定委員会《市民・職員》
10年後の臼杵市の姿検討
- 6月 23日 よりよいまちづくりアンケート(行政評価)調査実施(～7/16)
[配布3,989 回収1,604 回収率40.2%]



- 2014年 6月 27日 第5回臼杵市総合計画策定委員会《庁内》
 市民・職員の協働策定の基本構想案及び体系図案の共有
- 7月 16日 第3回臼杵市総合計画策定委員会《市民・職員》
 職員間で調整した基本構想案及び体系図案を市民に表示し、アドバイザーの助言・指導による見直し作業
- 8月 6日 第2回臼杵市総合計画検討委員会
 基本構想及び体系図素案、計画書構成案を検討
- 8月 19日 第1回臼杵市総合計画審議会〔審議会委員委嘱（15名）〕
 基本構想素案諮問



- 2014年 8月 22日 基本計画：施策方向性シート説明会《職員》
- 9月 8日 第4回臼杵市総合計画策定委員会《市民・職員》
基本計画：施策方向性シート（自助・共助・公助）検討
- 9月 16日～17日
施策方向性シート作成・ヘルプデスク
- 10月 9日～ 施策方向性シート検討会〔計8回（10/10、10/14～10/17、10/22、10/24）〕
施策方針ごとに関係職員間で検討
- 10月 28日 第6回臼杵市総合計画策定委員会《庁内》
施策方向性シート集約〈防災〉
- 11月 5日 第7回臼杵市総合計画策定委員会《庁内》
施策方向性シート集約〈地域の絆、学び、社会基盤、生活環境〉
- 11月 6日 第3回臼杵市総合計画検討委員会
基本計画素案検討〈防災、行政経営・議会〉
- 11月 10日 第4回臼杵市総合計画検討委員会
基本計画素案検討〈学び〉
- 11月 11日 第5回臼杵市総合計画検討委員会
基本計画素案検討〈地域の絆、社会基盤、生活環境〉
- 11月 13日 第8回臼杵市総合計画策定委員会《庁内》
施策方向性シート集約〈健康福祉、産業・観光〉
- 11月 20日 第6回臼杵市総合計画検討委員会
基本計画素案再検討〈学び〉
- 11月 25日 第7回臼杵市総合計画検討委員会
基本計画素案検討〈健康福祉、産業・観光〉
- 11月 27日 第8回臼杵市総合計画検討委員会
基本計画素案再検討〈健康福祉、産業・観光〉



- 2014年 11月 28日 第5回臼杵市総合計画策定委員会《市民・職員》
基本計画素案調整〈地域の絆、防災、社会基盤、生活環境〉
- 12月 8日 第6回臼杵市総合計画策定委員会《市民・職員》
基本計画素案調整〈健康福祉、産業・観光、学び〉
- 12月 9日 パブリックコメント実施（～2015年1月8日）
- 12月 19日 第2回臼杵市総合計画審議会
基本計画素案調整〈健康福祉、地域の絆、防災、産業・観光〉
- 2015年 1月 8日 第3回臼杵市総合計画審議会
基本計画素案調整〈学び、社会基盤、生活環境、行政経営・議会〉
- 1月 21日 第4回臼杵市総合計画審議会
市長答申



2. 諮問

白財第 0710006 号
平成 26 年 7 月 10 日

白杵市総合計画審議会
会長 福谷 正信 殿

白杵市長 中野 五郎

第 2 次白杵市総合計画について(諮問)

総合計画について、白杵市総合計画審議会条例第2条により、貴審議会の意見を求めます。

3. 答申

平成 27 年 1 月 21 日

臼杵市長 中野 五郎 殿

臼杵市総合計画審議会
会長 福谷 正信

臼杵市総合計画策定について(答申)

平成26年7月10日付けで、当審議会に諮問のあった「臼杵市総合計画(案)」について、本審議会においては、慎重に審議した結果、計画は概ね適切なものと認め次の通り答申する。

少子化・高齢化が著しく人口減少が加速する社会に対応していくとともに、近い将来予測されている大災害に対して強いまちを作り上げるため、第1次臼杵市総合計画の最終年度を1年残して策定を行っている。本計画の目標を達成するためには、市民・議会・行政が協働で実践することが大切であり、本計画の趣旨について理解し、めざすまちの姿を実現されることを要望する。

記

1. 総合事項について

この計画は、臼杵市まちづくり基本条例の基本理念である「市民が主役のまちづくり」に基づき、市民と職員が協働で策定するという過程を経ている。将来像を『日本の心が息づくまち臼杵 ～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～』と定め、第1次臼杵市総合計画でのまちの将来像「日本の心が育つまち」の精神を引き継ぐ。これまでの10年間で守り育ててきた日本の心を、これからの10年でしっかりと息づかせ、持続可能なふるさとを築くために総力をあげて取り組まれるよう要望する。

2. 各論

①基本構想

第2次臼杵市総合計画は、平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年度とした10年間の長期計画であるが、変動する社会情勢や時代の方向性を見極めるため、本計画の進捗状況を確認しながら、必要に応じ見直しを行うこと。

②基本計画

市民と協働で策定した計画につき、策定を行った各団体の代表者が計画推進のリーダーとして活躍できるための配慮を行うこと。

計画実現のために、見やすくわかりやすい計画書をつくり、市民に広く周知し実行を促すこと。

基本計画の実施にあたっては、更に詳細な実施計画を策定し、達成度の指標となる「ものさし」「目標値」等も十分に検討すること。

4. 策定体制

(1) 臼杵市総合計画条例

平成 26 年 12 月 19 日

臼杵市条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、臼杵市まちづくり基本条例(平成 24 年臼杵市条例第 30 号)第 12 条の規定に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、最上位の計画として臼杵市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、本市のめざす都市像及び将来の基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 本市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における都市像及び基本目標の実現に向けた施策の基本的方針及び体系並びに目標値を示すものをいう。

(臼杵市総合計画の策定手続)

第 3 条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、臼杵市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、臼杵市総合計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 市長は、前項の答申を踏まえ、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。
- 4 前 3 項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(臼杵市総合計画審議会の設置)

第 4 条 前条第 1 項の規定により諮問された事項を審議するため、臼杵市総合計画審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 公共的団体等の代表者

- 3 委員の任期は、市長が委嘱した日から、諮問に係る審議が終了し市長に答申した日までとする。
- 4 審議会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 審議会の庶務は、総務部において処理する。
- 8 次条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(審議会の会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講じ、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更したときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(臼杵市総合計画審議会条例の廃止)

- 2 臼杵市総合計画審議会条例(平成17年臼杵市条例第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、臼杵市総合計画審議会条例の規定により、現に臼杵市総合計画審議会の委員であった者は、第3条に定める審議会の委員とみなす。

(2) 審議会委員名簿

(会長及び会長代理以外は順不同、敬称略)

審議会職名	氏名	所属及び職名	区分
会長	福谷 正信	立命館アジア太平洋大学名誉教授	学識経験者
会長代理	渡邊 博道	臼杵市自治会連合会 会長	学識経験者
委員	大塚 州章	臼杵市議会 議長	学識経験者
	藤原 一弘	臼杵市議会 総務委員長	学識経験者
	垂井美千代	臼杵市教育委員長	学識経験者
	小手川強二	臼杵商工会議所 会頭	団体代表
	安藤 惠薫	社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会 会長	団体代表
	笹山 昭義	臼杵市民生委員児童委員協議会 会長	団体代表
	小野 孝義	臼杵市連合消防団臼杵消防団 団長	団体代表
	安藤 圭子	野津町商工会女性部 部長	団体代表
	廣戸 とよ子	大分県漁業協同組合女性部臼杵支部 部長	団体代表
	吉田 薫	大分県農業協同組合臼杵事業部JA女性部うすき支部 副部長	団体代表
	元村 征男	臼杵市退職校長会 委員	団体代表
	吉井 賀代	臼杵市PTA連合会 事務局長	団体代表
	山本 喜文	社団法人臼杵青年会議所 理事長	団体代表

事務局 日廻 文明 (総務部長)
 阿南 俊二 (総務部 財政企画課長)
 口石 愛 (総務部 財政企画課 企画グループ 課長代理)
 藤本 健次 (総務部 財政企画課 企画グループ 副主幹)
 狭間 隆則 (総務部 財政企画課 企画グループ 副主幹)
 池邊 まゆみ (総務部 財政企画課 企画グループ 主事補)

(3) 臼杵市総合計画検討委員会規程

平成17年1月1日

訓令第5号

改正 平成17年3月28日訓令第69号

平成17年11月30日訓令第86号

平成19年3月30日訓令第3号

平成22年9月17日訓令第10号

平成25年9月20日訓令第13号

(設置)

第1条 臼杵市は、総合計画を検討するため、臼杵市総合計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、原案の臼杵市総合計画を、臼杵市の将来展望を見据えた上で総括的に検討する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、総合計画の試案を検討し、市長に提出するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、副市長をもって充てる。

5 副委員長は、教育長をもって充てる。

6 委員は、理事、市長部局の部長、議会事務局長、教育次長及び消防長等をもって充てる。

7 委員長は、委員会の目的達成について、指導及び助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。

8 アドバイザーは、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財政企画課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日訓令第69号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日訓令第86号)

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月17日訓令第10号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年9月20日訓令第13号)

この訓令は、平成25年9月20日から施行する。

(4) 検討委員会委員名簿

(委員敬称略、順不同)

委員会職名	氏名	役職等
委員長	田村 和弘	白杵市副市長
副委員長	斎藤 克己	白杵市教育長
委員	西岡 隆	白杵市理事
	日廻 文明	総務部長
	稗田 勝一	市民部長
	大戸 徳一	福祉保健部長
	吉野 和宏	ふるさと建設部長
	芝田 英範	地域振興部長
	釘宮 英二	議会事務局長
	佐藤 英敏	消防長
	原尻由紀子	教育次長

事務局 阿南 俊二 (総務部 財政企画課長)
口石 愛 (総務部 財政企画課 企画グループ 課長代理)
藤本 健次 (総務部 財政企画課 企画グループ 副主幹)
狭間 隆則 (総務部 財政企画課 企画グループ 副主幹)
池邊 まゆみ (総務部 財政企画課 企画グループ 主事補)

(5) 臼杵市総合計画策定委員会設置要綱

平成22年9月17日

訓令第8号

改正 平成25年9月1日訓令第12号

平成26年1月23日訓令第1号

(設置)

第1条 臼杵市の自然、歴史、文化などの資源を未来のために活かすことができるまちを実現するための総合計画の策定及び施策を総合的に推進するため、総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、研究及び審議を行う。

- (1) 総合計画を策定すること
- (2) 市民ニーズの実態についての調査分析に関すること
- (3) 事業実施に係る連絡調整に関すること
- (4) その他まちづくりのために必要と認められること

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を処理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、財政企画課長をもって充てる。
- 6 委員は、責任者及び作業委員で構成し、市民及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 7 責任者は、作業委員の立案した計画を統括するとともに責任者同士の連携を図り、総合的に計画策定を推進するものとする。
- 8 作業委員は責任者の指示により計画立案を行うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期はその目的を達成したときまでとする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 策定委員会が必要があると認められるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、財政企画課企画グループに置き、全体の連絡調整を行う。

2 責任者を事務局の補佐とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年9月1日訓令第12号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成26年1月23日訓令第1号)

この訓令は、平成26年1月23日から施行する。

(6) 策定委員会委員名簿（市民）

委員長 日廻 文明（総務部長）

副委員長 阿南 俊二（財政企画課長）

（委員敬称略、順不同）

部会	氏名	所属	
健康 福祉	職員	★ 高野 卓之	福祉保健部 福祉課
		大戸 敏雄	福祉保健部 福祉課
		花崎 成巳	福祉保健部 高齢者支援課
		赤波江美穂	教育委員会 学校給食課
	市民	佐藤 繁子	社会福祉法人白杵市社会福祉協議会
		河野栄美子	白杵市食生活改善推進協議会
		石井 義恭	白杵市医師会 地域包括支援センターコスモス
		衛藤 恵子	白杵市野津健康づくり推進員
地域の 絆	職員	★ 矢野 晃	教育委員会 社会教育課
		望月 裕三	ふるさと建設部 都市デザイン課
		小嶋 佳希	地域振興部 市民生活推進課
		上野 麻美	福祉保健部 福祉課
	市民	小金丸麻子	うすきツーリズム活性化協議会
		亀井美和子	田野地区振興協議会
		渡邊 博道	白杵市自治会連合会
		山村 光子	海辺婦人学級
防災	職員	★ 廣田 誠一	総務部 総務課
		佐藤 忠久	教育委員会 教育総務課
		三城 英昭	消防本部 消防本部警防課
		平川 輝信	総務部 総務課防災危機管理室
		佐藤 英和	ふるさと建設部 建設課
	市民	疋田 忠公	下南地区防災連絡協議会
		安東 賢友	下ノ江地区防災士連絡協議会
		長野 和幸	野津防災士連絡協議会
		野上美智子	うすき女性防災士連絡協議会
		清田 修一	防災指導員（江無田防災会副会長）
産業・ 観光	職員	★ 首藤 庄司	総務部 市長室
		川野 徳明	地域振興部 市民生活推進課
		矢田 裕子	ふるさと建設部 産業観光課
		幸 里美	地域振興部 農林振興課
		岩本 武	協働まちづくり推進局

部会	氏名		所属
産業・観光	市民	木梨 雅孝	臼杵市観光情報協会
		武口 秀樹	臼杵商工会議所
		高橋 研二	大分県農業協同組合野津事業部
		匹田 篤	大分県漁業協同組合臼杵支店
		中島 究	吉四六の里観光協会
学び	職員	★ 東 弘樹	市民部 同和人権対策課
		亀井 寛美	教育委員会 学校教育課
		板井 清一	教育委員会 社会教育課
		岡村 一幸	教育委員会 文化・文化財課
	市民	長森 幸子	臼杵市PTA連合会
		安藤 正一	臼杵市文化連盟
		岩本 晴子	臼杵市退職校長会
		木元 修二	NPO法人 臼杵伝統建築研究会
社会 基盤・ 生活 環境	職員	★ 小坂 幸雄	消防本部 消防本部総務課
		麻生 幸誠	市民部 環境課
		小中 洋一	議会事務局
		広田 弘幸	ふるさと建設部 建設課
		脇田 友美	市民部 市民課
	市民	小野 孝義	臼杵市連合消防団 臼杵消防団
		山本 昭憲	大分県交通安全協会 臼杵支部
		坂本 圭助	一般応募
		河合アサ子	臼杵市野津連合婦人会
		坂上 次子	臼杵デザイン会議

★: 部会長

委員会職名	氏名	職名
アドバイザー	福谷 正信	立命館アジア太平洋大学名誉教授

事務局 口石 愛 (総務部 財政企画課 企画グループ 課長代理)
藤本 健次 (総務部 財政企画課 企画グループ 副主幹)
狭間 隆則 (総務部 財政企画課 企画グループ 副主幹)
池邊 まゆみ (総務部 財政企画課 企画グループ 主事補)

(7) 策定委員会委員名簿（職員）

委員長 日廻 文明（総務部長）

副委員長 阿南 俊二（財政企画課長）

（委員敬称略、順不同）

部会	氏名	部名	課名	グループ名	職名
健康 福祉	吉賀 正彦	福祉保健部	保険健康課		課長
	★ 高野 卓之	福祉保健部	福祉課		課長
	姫嶋千世美	福祉保健部	高齢者支援課	企画管理	総括課長代理
	大戸 敏雄	福祉保健部	福祉課	社会・障がい福祉	課長代理
	阿南 哲也	福祉保健部	福祉課	保護	課長代理
	目原 康弘	福祉保健部	福祉課	子育て支援室	室長代理
	高橋 和彦	福祉保健部	高齢者支援課	高齢者支援	副主幹
	花崎 成巳	福祉保健部	高齢者支援課	介護保険	主査
	赤波江美穂	教育委員会	学校給食課	野津学校運営	主査
	渡邊 陽仙	福祉保健部	保険健康課	国保年金	主査
地域 の絆	★ 矢野 晃	教育委員会	社会教育課		課長
	川野 義明	教育委員会	文化・文化財課		課長
	小野加寿男	消防本部	消防本部総務課	消防団	総括課長代理
	尾本 浩	総務部	市長室	秘書広報	総括室長代理
	藤澤 典雅	協働まちづくり推進局			局長代理
	望月 裕三	ふるさと建設部	都市デザイン課	企画管理	課長代理
	小嶋 佳希	地域振興部	市民生活推進課	総務調整	副主幹
	上野 麻美	福祉保健部	福祉課	子育て支援室	主事
防災	★ 廣田 誠一	総務部	総務課		課長
	安東 信二	総務部	総務課	総務	総括課長代理
	佐藤 忠久	教育委員会	教育総務課	教育総務	総括課長代理
	竹尾 幸三		会計課	出納管理	課長代理
	庄司 哲宏	消防本部	消防本部総務課	庶務	課長代理
	三城 英昭	消防本部	消防本部警防課	救急	課長代理
	平川 輝信	総務部	総務課	防災危機管理室	室長代理
	佐藤 英和	ふるさと建設部	建設課	土木	主査
産業・ 観光	★ 首藤 庄司	総務部	市長室		室長
	毛利 郁	地域振興部	農林振興課		課長
	平山 博造	ふるさと建設部	産業観光課		課長
	川野 徳明	地域振興部	市民生活推進課	総務調整	総括課長代理
	田中 啓市	ふるさと建設部	上下水道管理課	総務	課長代理
	安東 昌文	ふるさと建設部	産業観光課	商工・水産	課長代理

部会	氏名	部名	課名	グループ名	職名
産業・観光	矢田 裕子	ふるさと建設部	産業観光課	商工・水産	副主幹
	平川 美佳	教育委員会	学校給食課	食育推進	主査
	幸 里美	地域振興部	農林振興課	生産振興	主査
	廣瀬 慎介	ふるさと建設部	産業観光課	観光	主査
	岩本 武	協働まちづくり推進局			主任
学び	★ 東 弘樹	市民部	同和人権対策課		課長
	原尻由紀子	教育委員会	教育総務課		課長
	齋藤 隆生	福祉保健部	福祉課		参事
	平川 幸司	教育委員会	社会教育課	スポーツ	課長代理
	斉藤 正雄	教育委員会	学校教育課	学校教育	課長代理
	亀井 寛美	教育委員会	学校教育課	学校教育	副主幹
	板井 清一	教育委員会	社会教育課	社会教育	副主幹
	宇都宮律子	教育委員会	教育総務課	教育総務	副主幹
	岡村 一幸	教育委員会	文化・文化財課	文化・文化財	主査
	高橋 悠樹	市民部	同和人権対策課	同和人権対策	主任
	山崎 冴香	福祉保健部	保険健康課	母子保健	主事
社会基盤	★ 藤原 裕次	ふるさと建設部	都市デザイン課		課長
	姫野 敬一	市民部	税務課	資産税	総括課長代理
	小中 洋一	議会事務局	議会事務局	議会事務局	副主幹
	内藤 健治	総務部	財政企画課	財政	副主幹
	衛藤 和子	総務部	市長室	人事職員管理	副主幹
	広田 弘幸	ふるさと建設部	建設課	施設維持	副主幹
	三重野恵介	ふるさと建設部	上下水道工務課	下水道工務	副主幹
生活環境	★ 小坂 幸雄	消防本部	消防本部総務課		課長
	後藤昌二郎	ふるさと建設部	都市デザイン課	建築	総括課長代理
	麻生 幸誠	市民部	環境課	環境	課長代理
	竹尾 智明	地域振興部	農林振興課	農林基盤整備室	室長代理
	大戸 佑子	ふるさと建設部	上下水道管理課	総務	主任
	薬師寺 香	市民部	税務課	市税	主任
	脇田 友美	市民部	市民課	広聴	主事

★:部会長

委員会職名	氏名	職名
アドバイザー	日比野省三	中京大学名誉教授

事務局 口石 愛 (総務部 財政企画課 企画グループ 課長代理)
 藤本 健次 (総務部 財政企画課 企画グループ 副主幹)
 狭間 隆則 (総務部 財政企画課 企画グループ 副主幹)
 池邊 まゆみ (総務部 財政企画課 企画グループ 主事補)

みんなで
つくろう

市民が主役！ 幸せを実感できるまち

臼杵市

まちづくり基本条例

1. 緑の山、青い海、肥沃*な大地を次世代に引き継ぎましょう。
2. 郷土に誇りを持ち、文化や歴史を子孫に伝えましょう。
3. 先人の知恵と人情を持ち続け、幸せなまちをつくりましょう。
4. 笑顔でこころのゆきかうまちをつくりましょう。
5. みんなで知恵を出し、汗を流し、主体的に参画する明るいまちをつくりましょう。

※肥沃とは、土地が肥えていて、農作物がよくできること

平成25年4月1日施行
臼杵市

日本の心が息づくまち白杵

「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ

